

国民年金

より多くの年金を受けたい人は、ぜひご利用ください

〔付加年金〕

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料（月額16,610円）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、次の計算による額が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。

●付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12カ月×10年＝
年額24,000円が加算

必要なもの 年金手帳

申込・問合せ先 国保年金課

〔国民年金基金〕

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人

※60歳以上65歳未満の人、海外居住されていて国民年金に任意加入している人も加入できます。



掛け金 加入時の年齢や性別によって変わります。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象になります。

申込・問合せ先 大阪府国民年金基金 ☎0120・65・4192

※付加年金も国民年金基金も保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。また、付加年金と国民年金基金の両方に同時に加入することはできません。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象
●老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている人
●65歳以上である
●世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
●前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている人
●前年の所得額が約472万円以下である

請求方法

●新たに年金生活者支援給付金を受給する人：対象となる人は、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が8月下旬から送付されています。請求書に記入のうえ提出し

てください。来年1月4日までに請求手続きが完了した人は、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

●年金を受給しはじめた人：年金請求手続きと併せて手続きをしてください。

●現在、年金生活者支援給付金を受給している人：支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送られてきます。

問合せ先 年金給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）☎0570・05・4092

※年金生活者支援給付金の請求で困ったときは、問い合わせてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号や暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。